

令和4年第12回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和4年 12月 12日(月) 午後2時
- 2 場 所 美祢市民会館 2階 大会議室
- 3 出席農業委員
- | | | | | |
|-----|--------|-----|--------|-----------|
| 議長 | 山本 正二 | | | |
| 1番 | 井上 建夫 | 2番 | 井町 哲 | 4番 縄田 善博 |
| 7番 | 俵 薫 | 9番 | 石田 健治郎 | 10番 萬代 泰生 |
| 11番 | 伊藤 美和子 | 12番 | 前田 耕次 | 13番 伊藤 新司 |
| 14番 | 中野 修 | 15番 | 馬屋原 眞一 | 16番 岸 英法 |
| 17番 | 武藤 康志 | 18番 | 安富 法明 | 19番 山本 正二 |
- 4 出席推進委員
- | | | |
|-------|-------|-------|
| 安永 彰 | 野上 武史 | 岩山 澄男 |
| 大石 洋典 | 山縣 正明 | |
| 山田 孝治 | | |
- 5 欠席農業委員
- | | | | |
|----------|---------|----------|---------|
| 3番 村上 浩一 | 5番 倉増 知 | 6番 安部 好恵 | 8番 中嶋 誠 |
|----------|---------|----------|---------|
- 6 欠席推進委員
- | | |
|-------|-------|
| 永嶺 達也 | 松原 正晴 |
|-------|-------|
- 7 事務局
- | | | |
|------------|-----------|----------|
| 事務局長 吉村 昌展 | 副主幹 井村 光敬 | 主事 小幡 和希 |
|------------|-----------|----------|

事務局	午後 2 時開会
議長	<p>互礼。</p> <p>それでは只今より令和 4 年第 1 2 回総会を開催いたします。本日の出席委員 1 9 名中 1 5 名で、よって定数に達しておりますので本総会は成立していることを報告致します。ちなみに本日欠席委員 3 番村上委員、5 番倉増委員、6 番安部委員、8 番中嶋委員、4 名でございます。</p> <p>それでは美祢市農業委員会会議規則第 1 6 条第 2 項の規定により議事録署名委員を議長の方で指名をしたいと思いますがよろしゅうございますか。</p> <p>(はいの声)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは指名をいたします。1 番井上委員、2 番井町委員、よろしくお願ひします。</p> <p>それでは議事に入りたいと思います。議事順位第 1 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>4 件朗読。</p> <p>1 件目。権利については所有権の移転です。土地の表示については、記載の通りです。高齢となり後継者もない譲渡人から農地を譲り受けるものです。まず、第 1 号の全部効率利用要件についてですが、自作地、借り受け地について、適正に耕作されています。第 2 号で禁止されている農地所有適格法人以外の法人の所得ではありません。第 3 号で禁止されている信託の引き受けによる取得ではございません。第 4 号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の農作業を行う日数は、基準を満たしております。第 5 号の下限面積要件は当市の 1 0 0 0 m²以上の要件を満たしております。第 6 号の転貸禁止要件に該当しません。最後に第 7 号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。以上の通り農地法第 3 条第 2 項の各号許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>2 件目。権利については所有権の移転です。土地の表示については、記載の通りです。高齢となり耕作管理が困難となった譲渡人から農地を譲り受けるものです。この件につきまして、農地法第 3 条第 2 項の第 1 号～第 7 号の許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>3 件目。権利については所有権の移転です。土地の表示については、記載の通りです。自宅付近の農地を取得し畑作をするため、</p>

	<p>譲渡人から農地を譲り受けるものです。この件につきまして、農地法第3条第2項の第1号～第7号の許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>4件目。権利については所有権の移転です。土地の表示については、記載の通りです。実家付近で農業を行うため、後継者もない譲渡人から農地を譲り受けるものです。まず第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は新規の農地取得ですが、必要な農機具は実家にあるものを使用されることから、農地を効率的に耕作管理することが見込まれます。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の農作業を行う日数は、基準を満たすと見込まれます。第5号の下限面積要件は当市の1000㎡以上の要件を満たしております。この件につきまして、農地法第3条第2項の第1号～第7号の許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員より1番から3番まで報告をお願い致します。
馬屋原委員	<p>それでは失礼します。12月5日に山本会長、岸委員、馬屋原、と事務局2名で、現地調査を実施致しました。まず1番ですが、●●のところから●●に抜ける途中に●●という集落があるんですけど、資料ナンバー1を見てもらったら分かるんですけど。先ほどありましたように、全部耕作要件等々すべて満たしているということで現地を見まして、関連の農地等を見まして確認致しました。特段問題は無いというふうに思っております。2番ですが●●から入って行って、●●という集落、●●ですけれども、基盤整備して間もないところで、所有の土地の隣を購入されるということで、道の上から全部見ましたけれど特段問題は無いというふうに思っております。3番はですけれども、これは●●町●●なんですけども、●●さんですが自宅の下に畑があるんですけど、そこを購入されるということで、今も野菜は植えられた状態で常時綺麗にされている場所ということで、特段問題は無いのではないかと思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	はい、ありがとうございます。では補足説明がありましたら、地元委員よりお願いします。
野上推進委員	地区推進委員の野上です。1番の件に関しましては、馬屋原委員がおっしゃられたとおり何ら問題が無いのではないかと思います。審議のほど宜しくお願い致します。
山田推進委員	伊佐地区の山田です。2番ですが圃場整備されて大変綺麗にされておまして、馬屋原委員が言われたとおりに異常は無いと思

	ますので以上審議のほど宜しくお願い致します。
大石推進委員	推進委員の大石です。今、馬屋原委員の方から説明がございました。特に私の方から追加する内容はありませので、宜しくお願 い致します。
議長	はい、ありがとうございます。4番につきまして、●●ですが。 問題は、新規就農なんで、先程事務局から説明があったように、親元の農機具を使って農作業をするということなんですが、それ で家のほうは、農機具はあるんですね。
永安推進委員	あります。
議長	いや、それが聞きたかっただけです。はい、ありがとうございます。委員の皆さんより何かご質疑等ございましたら、お願い致し ます。
議長	よろしゅうございますか。よろしいようでしたら採決に移りたいと思います。 議案 第1号につきまして原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願い致します。
	挙手
議長	はい、ありがとうございます。全員賛成。よって議案第1号は原案の通り決定を致します。それでは続きまして議事順位第2 議 案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	2件朗読。 はい。それでは、農地法第4条の規定による許可申請2件について説明します。2件とも同一事業ですので一括して説明致します。 資料は5ページ、6ページ資料5の箇所です。申請地は●●から北東へ3kmの位置にある公共投資の対象となっていない小団地 の第2種農地です。●●地区へ訪れる方が増え駐車場が手狭となったため駐車場を設置するものです。また、農振地域除外後施行 と致します。この案件については、農地法第4条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以 上でございます。ご審議の程宜しく申し上げます。

議長	はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員より報告をお願い致します。
岸委員	はい、16番岸でございます。出席者につきましては先程馬屋原委員から言われたとおりでございます。それですね、当日推進委員の永嶺委員が立ち会っております。場所はですね、資料5を見てもらったら分かりますけれど、●●の真向かいでございます。資料の右の方に黒で囲ってあるのが今回の対象地なんですけど、その上に山林と書いてあるんですけど、殆ど平地で山林の形跡があるのかないのか良くわからないようなところを含めての全体使用というところでございます。特にですね、周りに影響することは何も無い、と。既にここは倉庫が2ヶ所に建っております、これを撤去して駐車場にするということについては問題は無いと思っておりますので宜しくお願いします。
議長	はい、ありがとうございます。それでは地元委員より補足説明ございましたら、あれ、休み？
事務局	はい。
議長	地元委員は本日休みらしいんで、そしたら一番近い井町委員より補足があればお願い致します。
井町委員	井町です。補足はありませんが先般現地を見させて頂きました。除外申請の時。問題無いと思います。宜しくお願い致します。
議長	ありがとうございます。委員の皆さんより何かございましたらお願いします。
事務局	すみません。事務局から補足を。今、岸委員から山林のところのお話が合ったんですけど、この地図では所有者が美祢市になっていきますけど、現在は地区の共有名義になっています。以上です。
議長	委員の皆さん、何かご質疑ありましたらお願い致します。 もし、無いようございましたら採決に移りたいと思いますが、よろしゅうございますか。 (はい) の声。

議長	はい。それでは採決に移りたいと思います。議案第2号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手
議長	はい、ありがとうございます。全員賛成。よって議案第2号は原案の通り決定をし、番号1、2を常設審議委員会の方に付します。それでは続きまして、議事順位第3 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	<p>6件朗読。</p> <p>はい。それでは、農地法第5条の規定による許可申請6件について説明致します。</p> <p>1件目。資料は7ページ、8ページ資料6の箇所です。</p> <p>申請地は●●から北へ650mの位置にある都市計画法に基づく用途区域内にある第3種農地です。申請地を取得し売電事業を行うため最大発電出力49.5キロワットの太陽光発電施設3基を設置するものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。</p> <p>2件目。資料は9ページ、10ページ資料7の箇所です。</p> <p>申請地は●●から北東へ160mの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。申請地を取得し売電事業を行うため最大発電出力49.5キロワットの太陽光発電施設を設置するものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。</p> <p>3件目。資料は11ページ、12ページ資料8の箇所です。</p> <p>申請地は●●から南西へ2.9kmの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。メガソーラー建設の際に進入路等として一時転用があった場所ですが、県等から要望があったため現状復旧せずに永久転用するものです。道路部分については市、県に譲渡されます。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p>

	<p>4 件目。資料は1 3 ページ、1 4 ページ資料9 の箇所です。</p> <p>転用面積が土地の一部となっているのは平成2 3 年に携帯電話基地局設置の届け出が出ており、携帯基地局の転用部分の転用面積分を除外しているためです。</p> <p>申請地は●●から北東へ4.8 k m の位置にある圃場整備された第1 種農地です。地区の行事が行われる際に使用する駐車場が手狭なため、駐車場1 1 台分を設置するものです。第1 種農地の転用ですが、住宅その他申請に係る土地の周辺において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第3 3 条第4 号に該当し許可の対象となるものです。この件につきましては、農振地域除外後施行といたします。また、この案件については、農地法第5 条第2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>5 件目。資料は1 5 ページ、1 6 ページ資料1 0 の箇所です。</p> <p>申請地は●●から南東へ1.7 k m の位置にある圃場整備された第1 種農地です。既存の通路が狭く、自動車の出入りが大変であり、また、緊急車両等の出入りが困難であるため、進入路を設置するものです。第1 種農地の転用ですが、農地法施行規則第3 3 条第4 号に該当し許可の対象となるものです。また、この件につきましては、農振地域除外後施行といたします。</p> <p>6 件目。資料は1 7 ページ、1 8 ページ資料1 1 の箇所です。</p> <p>申請地は●●から南東へ1.9 k m の位置にある圃場整備された第1 種農地です。申請地の隣に農業用倉庫があり、作業効率をあげるため、駐車場3 台分、通路を設置するための除外申請です。第1 種農地の転用ですが、農地法施行規則第3 3 条第4 号に該当し許可の対象となるものです。また、この件につきましても、農振地域除外後施行といたします。</p> <p>以上でございます。ご審議の程よろしくお願い致します。</p>
議長	はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いします。
馬屋原委員	それでは番号1 ですが、●●、●●からずっと●●のほうに抜ける道があるんですけども、その途中にですね、この現地があります。もう現地にはですね、関係者でしょうけれど、太陽光に既に作られておりまして、すべて太陽光になるのではなからるかという地域でございます。水路等もしっかりありますしですね、あと山縣委員が田をつくっておられまして、他は誰もいないという状況でございますので、問題はなからうかというふうに思っています。

	<p>番号2ですが、まあこれは●●の裏側といいますか、やはり同じように太陽光は既に3基あると思いますけれど、皆このような事業を進めていくんだらうと思いますが、水路もしっかりありますし、誰も田をつくるという場所ではないもんで、問題が起きるといことはまず無いだらう、と思っています。</p> <p>3番ですけれども、先程ありましたように太陽光の関係で一応市道等、駐車場といいますか、待避所を造ってそのまま現状復帰しないでそのまま市道と駐車場で残すという事でございまして、地元にとってはその方がよっぽどいい話だらうと思いますし、何ら問題なからうかと思っています。以上でございます。</p>
岸委員	<p>続きます、資料9をご覧くださいと思います。4番目でございます。場所はですね、●●の●●という場所が、地図でいくとちょうど●●と書いてある文字の下ぐらいにあるんですが、その手前のところを●●から来て手前のところを右折してずっと奥まったところに、先ほど事務局が言いました、鉄塔が見えます。この同じ敷地内に駐車場を設置する、という事でございます。とくに既にもう田んぼの状況がなく、すぐに駐車場に出来るんじゃないかという具合に思います。譲受人はですね、●●さんというんですかね、●●さん兩名になっていますが先程事務局が言いましたが、集落全体で行事のために使用するという事で●●で管理するという事で一応代表者2名の名前になっております。特に問題は無いかと思います。次に資料10番を見て頂きたいと思います。場所は同じ●●で●●というところでなんですが、●●の●●から●●の方に向かう方向になります。そこに「●●」という所があるんですが、そこからずっと入って行ったところでございます。約200～300m位入ったところにあります。ここはですね、先程事務局が言いました、右側の方に囲ってある上の方に家があるんですが、ここへの進入、別のところに道があるみたいなんです、これがかなり狭小されて乗用車も入りにくいという事で、少し広めの進入路を取得するという事で今回出されていることでございます。特に問題は無いんですが、隣が農地になっておりますんで、その水路、水についてはきちっと確保するという事で、なっております。それから、資料11。これは上の案件からもうちょっと地図でいくと下の方に行ったところに●●さんの倉庫で許可がおりておりましてもう既に建っております。この下の方の斜線で地図に書いてありますが、その上がですね、ちょうど高規格道路になります。もうどちらかという農地が高規格道路で分断されたようになっておりますんで、ここの転用についてはですね、特に問題は無いかというふうに思います。ご審議の方宜しくお願い致します。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは地元委員の方より補足説明ございましたら、お願いします。</p>
山縣推進委員	<p>1番について推進委員の山縣です。今、馬屋原委員が言われたこと問題は無いと思いますので宜しくお願い致します。</p>

大橋委員	2番の●●、3番の●●の確認については松原委員の方から昨晚電話がありまして、当日行かれなかったのが後日確認に行きました、という事で何ら問題は無いという事でしたのでご報告致します。
岩山推進委員	大田推進委員の岩山です。4番、5番、6番ですが、先程岸委員の言われたとおり問題は無いと思っております。審議の方宜しくお願い致します。
議長	はい、ありがとうございます。ちょっと、私の方からひとつ1件だけ申し上げておきます。4番につきましては、現地調査の説明等々でも既に駐車場のような格好をしているという話ですけど、ここはですね圃場整備の時に取り込んだ非農地をここに集めて、というような恰好で、非農地として圃場整備が成されております。ただ非農地として圃場整備が成されておりますけれど地目的に、それともう一つは圃場整備の区域内にある関係で第一種農地というふうなかたちで残っております。別段、畑になっていない、田んぼになっていない、ていうのは問題になる土地ではありませんでした、という事は申し上げておきます。委員の皆さんより何かご質疑等ございましたらお願い致します。
佐藤推進委員	すみません。私ら発言の権利が無いんですけど、この5番、6番は●●ではないのか。例えば16ページ見てもらったら、●●と書いてある。
事務局	はい、佐藤推進委員が言われるとおり、これは●●でなくて、●●です。申し訳ありません。ありがとうございます。
議長	はい、ありがとうございます。推進委員さん発言権が無いことはありませんので、どんどん発言して頂いたらと思います。あの、賛成・反対のほうの決議には加われないんですけど、あとはありますんで宜しくお願い致します。他にありませんか。無いようでしたら、採決に移りたいと思います。議事順位第3 議案第3号につきまして、原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手
議長	はい、ありがとうございます。全員賛成。よって議案第3号は原案の通り決定をし、4番、5番、6番を常設審議委員会のほうに付します。それでは続きまして議事順位第4 議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より

事務局	<p>議案の朗読並びに説明をお願いします。</p> <p>朗読。</p> <p>それでは本日配布しております、令和4年12月28日告示、令和5年1月1日開始の農用地利用集積計画をご覧ください。</p> <p>今回全体で8筆でございます。利用権設定面積が新規と再設定とを合計しまして、12,095㎡、貸し手が3名、受け手が3名でございます。内訳は4ページ目でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件、農用地の利用計画が基本構想に適合すること、農用地を効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事することの利用計画要件を満たしていると考えます。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。美東町の担当地域の方、いらっしゃいましたら。</p>
岩山委員	<p>はい、この方はですね、●●に住んでおられる方で、もう2年くらい前から以前から家の間にある圃場整備をした小さな田んぼがあります。それをわざわざ●●、●●から帰って管理するのも大変だから誰かに預けてはくれないかなという事でしたが、とうとう最近になりまして、●●さんがやってやろう、ということになりましてこのような格好になっております。これが1番です。3番はですね、これは●●の方なんですけど、同じ住所も●●ですが、今●●のあたりでやっぱり5、6反の田んぼを利用権を設定しておられましたが、今回これを止めて家の近くの●●の方をやらしてもらえないか、という人のほうに切り替えられた、という状況です。従いまして5、6反の田の利用権設定がないような状況です。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。●●。●●の担当の方いらっしゃいますか。</p>
三戸委員	<p>私は秋吉の三戸ですが、●●さん農業をやっていらっしゃいません。●●さんをお願いをする、という話は伺っております。以上です。</p>
議長	<p>●●さんは農業をしているのですね。</p>
三戸委員	<p>やってますよ。</p>

議長	<p>はい、ありがとうございます。以上の中で何かご質疑ありましたらお願い致します。無いようでしたら、採決に移りたいと思います。議案第4号につきまして、原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願い致します。</p> <p>挙手</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。全員賛成。よって議案第4号は原案の通り決定をいたします。それでは、続きまして議事順位第5報告第1号 農地法第2条第1項の農地に該当しない非農地判断（非農地通知）についてを、事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>朗読。</p> <p>本件につきましては、国からの通知、農地法の運用について、第4の3項及び非農地判断マニュアルに基づき報告するものでございます。本日配布しております資料、様式第3号 非農地通知一覧表と書かれた資料のほうをご覧ください。今年の8月から9月にかけて皆様と農地法第30条第1項に基づく利用状況調査、農地パトロールのほうを行いました。そのパトロールの中で、再生しても再生利用が困難なものと判断したものを非農地通知一覧表に記載しております。合計で11筆。面積は11,618㎡です。この表は左の方から所在地、地番、地目、面積、所有者の名前、報告年月日を記載しております。今後の流れにつきましては、農地パトロールで撮った写真を添付し、所有者に近日中に非農地通知を発送する予定です。また、12月28日までを異議申し立て期間とし、法務局のほうで地目変更届の手続きをして頂く文章、法務局での申請書類を送付する予定です。報告につきましては以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。今の報告につきましての何かご意見等ございましたらお願い致します。</p> <p>以前は●●件近くあったんですが、●●筆でもって減ってまいりました。かなり処理出来たのではないかな、というふうに思います。別に無いようでしたら、報告第1号を終わらせて頂きます。続きまして議事順位第6報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを、事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>朗読。</p> <p>それでは、合意解約2件について報告します。</p> <p>1件目。</p>

	<p>新たに利用権を設定されるため双方の合意により解約されたものです。</p> <p>2 件目。 大雨が降った時に、田んぼがつかり、作物が採れないため双方の合意により解約されたものです。次の耕作者は決まっていません。以上報告します。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。1 番については決まっているようですが、2 番については、まだ決まっていないようですので、…。これ、村中さんのあたりかな…。</p>
村中推進委員	<p>今、あたってはいます。</p>
議長	<p>はい、宜しくお願い致します。それと先程、集積計画の中に出てきていた五反くらいが、まだ決まっていないヤツがあるという話でしたけど、これについてもきちんとした今まで書類が出されておるのであれば、合意解約の処理を出して頂くように地元の委員さん、指導のほうを宜しくお願い致します。委員の皆さんより、何かご質疑ございましたらお願い致します。よろしゅうございますか。特に発言無いようでございますので、以上で報告第 2 号を終わらせて頂きます。それでは議事順位第 7 報告第 3 号 農地転用現状証明についてを議題と致します。事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>朗読。 現況証明願いの提出が 2 件ありましたので説明致します。 1 件目。資料の 1 9 ページ、2 0 ページ 資料 1 2 をご覧下さい。 申請が 2 筆。 ●●については平成 1 2 年頃より駐車場として利用され現在に至ります。 ●●については 4 0 年以上前より物置の敷地となっています。</p> <p>2 件目。資料の 2 1 ページ、2 2 ページ 資料 1 3 をご覧下さい。 申請が 1 筆。 昭和の初期頃より進入路として利用され現在に至ります。以上報告します。</p>

議長	はい、ありがとうございます。では現地調査をされました委員の報告をお願いします。
岸委員	<p>現地調査。1番目、●●町●●というところでございますが、ここは●●町の●●から●●というお寺が一応●●と言いますが、●●に向かってちょうど●●の前、入口に向かって左側の土地です。資料、写真20ページを見てもらったら分かると思いますが、もう既に農地の形跡は殆ど無い。物置もですね、これは●●さんで使われる何か、お祭りの資材でしたっけね、何か入っている状況でもうここについては非農地の状況だという事をご理解頂ければと思います。ここは立ち合いがですね、岩山推進委員さんに地元でいろいろお願いしておるとい事で当日来て頂きました。2番目。資料ナンバー13、21ページ22ページでございます。この場所はですね、●●、●●の方から来て●●の交差点から●●に向かって●●に入る入口があるんですが、そこを直進して●●というバス停を右折してですね、300から400mくらいだと思うんですが左側に所在する物件です。右の方に向かうと高速道路の方に●●に向かうんですが、●●から少し外れたところにあります。22ページの写真を見て頂きますとですね、ここは空き家となっております、空き家バンクに登録するからですかね、きちんと整理せんやあかん、ということだと思います。入口の通路がこの対象になるんですが、写真で見えるように通路は既に舗装されてですね、もう農地の装いが無いということでご理解頂ければと思います。特に現況証明で非農地扱いしても問題は無いかと、周りに与える影響は何も無いと、1件目、2件目共に、周りに与える影響は何もないと思っております。ご審議の方、宜しくお願いします。</p>
議長	はい、ありがとうございます。それでは地元推進委員の方より補足説明ございましたら、お願いします。
岩山推進委員	はい、大田推進委員の岩山です。先程岸委員が言われたとおり補足することはありません。以上です。
安永推進委員	真長田推進委員の安永です。岸委員が言われたとおり周囲に与える影響は無いと思います。ご審議の程宜しくお願い致します。
議長	はい、ありがとうございます。委員の皆より何かご意見がありましたらお願い致します。よろしゅうございますか。特に発言無いようでございますので以上で報告第3号を終わらせて頂きます。では、続きまして議事順位第8 報告第4号農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書について、事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	朗読。

	<p>今回14ページ目にありますように、1件 ●● ●●から提出がありました。提出されました報告書の事業の状況、構成委員の状況、執行役員の状況等を審査しましたところ、適正でありましたことをご報告申し上げます。以上でございます。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございます。委員の皆さんより何かご質疑等ありましたらお願いします。</p>
議長	<p>よろしゅうございますか。</p> <p>(はい) の声</p>
議長	<p>特に発言無いようでございますので、以上で報告第4号を終わらせて頂きます。</p> <p>それでは、続きましてその他の方につりたいと思います。12月の相談日は13日、明日でございます。よって、これは1月の分と一緒に1月の総会で、もしあれば報告をして頂きます。以上で本日の議案はすべて終わりましたが、委員の皆さんより何か発言等ございましたらお願いを致します。</p>
縄田委員	<p>ちょっと私も相談を受けたんですけど。土地の相続放棄地があるんですよ。相続放棄地があって、私が現在作っているんですけど、その放棄地がもう誰も相続しない、でも基盤整備をしなければいけないから農地の許可をもらわんにゃいけん。誰も放棄地の所有者がいない。で、農地の基盤整備が出来んから誰かそれを取得せえや、という話になったけど、取得するにも相手が誰も相続をしていないから、おらんような状態。で、基盤整備しようとする代表者が弁護士をたててやったら、●●●●くらいかかるって言うんですよ。土地の取得をするのに、●●も出してやりよるやつがおるかよ、土地いらんと言うそやから、という話になって、代表者じゃないけど、メンバーと私、裁判所に行ってきたですよ。そしたら、そういうことはいろんなやり方があるから、いいんやけど●●って言われたんですよ、という話もあったけど、安くやる方法もある、いろんな方法があるという話を●●の裁判所のほうから言われた。どんな方法か教えてくれ、と言ったら「それは教えられん」と言うわけですよ。利害関係があるから、と。でも相手はもう相続放棄しているじゃないか、という話をしたんじゃけど、やっぱり弁護士たててちゃんと書類出してもらって、●●なり出さんとそれが登記出来ない。でもいろんな方法がある、と言われてもそれを利害関係があるから教えられん、て言うんですよ。何か知恵があるんじゃろうな、と何か皆さんの知恵を借りたいな、そういう放棄地がね、まあ今私が作っているんだけど、約1町くらいある。それが生前にその人と利用権設定で私がやったんですよ。でも、いざやったときにその基盤整備をやる時に同意書ももらっている、換地するときに換地のハンコをもらう時に亡くなられたんですよ。でハンコをもらえん状態。だから誰かの名義</p>

	<p>にしたら、換地法でハンコを付いてもらったら名義を変えて登記して換地に同意して基盤整備が出来る、という事を県から基盤整備に携わっている方から言われたそうです。でそりゃ法律が詳しいから●●の裁判所ですかね、行ったらええじゃん、という話で二人で行ってきたんですけど。いろんな方法があるって言われても「利害関係がある」って言われて安いほうは教えてもらえないんですよ。だから何かいい方法があったら教えてもらいたいな、と以上でございます。</p>
議長	<p>はい。委員の皆さん、何かいい手がありましたら、もし無いようでしたら、宿題としてまた1月の総会の時にこの問題について、事務局のほうもいろいろ調べてみて下さい。お願いします。</p>
縄田委員	<p>取り敢えずはね、市の無料相談所がある。弁護士の来るところに行って弁護士に相談したら、と話をしたんじゃけれど、弁護士に相談したら、弁護士費用が●●かかる、まあ高いか安いかわからんけれどね…。それ以外にいい方法がないか、という事なんです。</p>
議長	<p>それについて、事務局の方も私達の方もいろんなネットワークがありますんでね。これだけ人数がいるんですから、いろんなところにいろんな知恵を持っている人がいてると思いますんで、それを駆使して何かいい方法があるのであれば、次の総会まで待って下さい、急に言われてもすぐには出て来ませんので…。すみませんが、宜しくお願い致します。</p>
縄田委員	<p>宜しくお願い致します。</p>
議長	<p>皆さん宜しくお願い致します。他にありませんか。 無いようでしたら、今後の日程、その他について事務局の方より報告をお願いします。</p>
吉村事務局長	<p>私からは5点ほどありまして、まず1点目は今後の日程について話します。本日配布しております、令和5年1月の日程についてをご覧ください。総会は1月16日の月曜日、午後2時から美祢市民会館2階大会議室で行います。農業相談日は1月10日の火曜日、時間は9時から、当番委員 美祢地区 縄田委員、美東地区 村上委員、秋芳地区 武藤委員宜しくお願い致します。現地調査は1月6日金曜日、9時から行います。当番委員は中野委員、伊藤新司委員宜しく申し上げます。それと、明日農業相談日になっておりまして、12月ですけど、10時から相談が入っておりますので中野委員、倉増委員、安富委員宜しく申し上げます。2点目は、令和4年度の全国農業新聞後期普及強調月間について、でございます。先程、会長からも話があったところでございますが、後期普及強調月間が令和5年1月から2月となっております。申込書や普及資材は事務局のほうにありますので、ご利用の</p>

議長

方は宜しくお願ひ致します。続きまして3点目は、令和4年度パソコン農業簿記講習会の開催になります。こちらの方の資料を添付しております、令和5年の2月1日と2月8日の午後1時から午後5時まで開催されます。この講習会に参加希望の方は、令和5年1月10日までに事務局まで宜しくお願ひ致します。4点目、次期の農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集についてになります。前回の総会でお話ししておりますが、次期の農業委員と推進委員の募集を12月1日から来年令和5年1月10日までの間で行っております。次期もこのまま引き続きやって頂けたら理想的だと思っております。申し込み用紙等については出入口付近に用意してありますので宜しくお願ひ申し上げます。それと5点目になりますが、これは来年の美祢市農業委員会新年互礼会の開催についてになります。開催日は令和5年1月4日水曜日午後5時30分から●●で開催されることとなりますので、出席される方は宜しくお願ひ致します。それと送迎バスご利用の方は、また後日郵送で時間等をお知らせしたいと思います。私からは以上です。

以上で終わりましたか。それでは終わりたいと思います。

午後15時10分開会。

議事録は正確なることを認め署名する。

令和4年12月12日

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____

